



稻垣浩らが「プライバシー侵害」としてゴム手袋をかぶせた監視カメラ=2019年5月31日、稻垣撮影

角度が変わった監視カメラがとらえた映像。団結小屋周辺と稻垣浩(円内)の出入りが映っている=2019年5月31日、大阪市西成区の釜ヶ崎(公判調書から)

## 釜ヶ崎監視カメラ問題・刑事事件(上)

ゴム手袋でレンズふさぎ逮捕 「犯罪か」

本間の弁護人には、辻街の弁護士遠藤比呂通<sup>（ひろみち）</sup>64が就いた。遠藤は、駒ヶ根市出身で戦後日本を代表する憲法学者、故吉田部信義<sup>（よしよし）</sup>の東大最後のゼミ生。東北大助教授（憲法学）の職をなげうつて、金ヶ崎の労働者の人権を守るために法律事務所を開いた。その遠藤も「逮捕留置されるような事件ではない」と疑問を持った。

これは本当に犯罪なのか。検察と弁護側が真っ向からぶつかる裁判が始まると、最大の焦点は、カメラを管理する府が何の目的でカメラの向きを変えたかだった。

「こんな犯罪どちらやう。稻垣さんらしい非暴力の抗議や」弁護士になりたての頃から稻垣の弁護人になり、21年前に監視カメラ1台の撤去を命ずる確定判決を勝ち取った訴訟の代理人も務めた後藤貞人(77)は今回、弁護人を受けた時の印象を語る。

その5ヶ月後。関わった6人は大阪府警に逮捕され、うち稻垣や本間ら4人が起訴された。威力を用いて防犯カメラによる撮影を不能にさせたという「威力業務妨害罪」が適用された。

に向きを変えたりしない対抗手段を考えた。  
脚立を置き、労働者を対象にした焼き出  
し用の「手袋でレンズをぶらさうとする  
と「危ないから」と、遊びの経験がある  
労働者が代わりに上って取り付けた。稻葉  
や木間ら3人が脚立を支えた。6月上旬、  
ゴム手袋が警察に外されたため、再び取り  
付けようとしているところ、通りがかかった別の労働者が「俺やるわ」と脚立に上って手袋を付けながら脱落したため、近くの格安スーパーへ

当时、釜ヶ崎に取り付けられた警察の監視カメラのうち稻垣の労組事務所が入るビルの出入り口をとらえていたカメラについて、プライバシー権の侵害を認め、撤去を命じた判決である。「これ（今回）もプライバシー権や団結権の侵害や、出入りするのが映つてるとなれば、誰だつて萎縮するやないか。」稻垣はカメラを裏蓋したり、無理矢張り

そこに外からののみの不法投棄も相次ぎ、今日の異様な光景を形作っている。

この路上に反対派は廃材やブルーシートで組み立てた「団結小屋」を設け、セントラル閉鎖後の活動拠点とした。反対運動の中心を担つたのが釜ヶ崎地域合同労働組合委員長の稻垣清治(80)である。

稻垣の支援者で介護職員の本間全<sup>56</sup>(56)

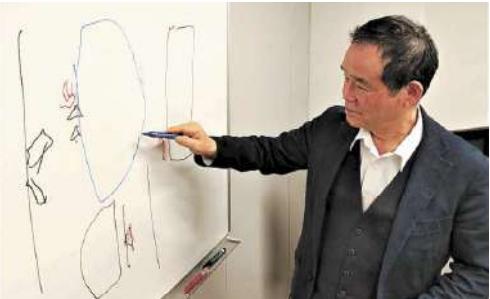
は5月下旬、仮設転した労働福祉センターレ駐車場端のポール(高さ15m)に取り付けられた防犯カメラの向きが、南側の駐車場から東側の団結小屋方向に変えられているのに気付いた。知らせを受けた稻垣の脳裏に、21年前に確定した民事訴訟判決がよみがえった。

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

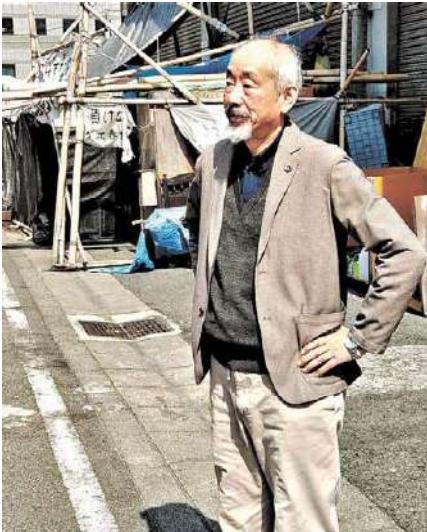
第8部  
13条

四口から出  
光景が目に  
れた。労働者が持ち込んでい  
され、センター北西側の路上

6



取材に対し、現場の見取り図をホワイトボードに書いて説明する弁護士の後藤貞人=3月上旬、大阪市北区の法律事務所



旧あいりん総合センター北西側の団結小屋(奥)付近から問題になった監視カメラの方を見る弁護士の遠藤比呂通=3月上旬、大阪市西成区の姜ヶ崎

表半の量の争点にカニの向きをもめた目的。それが府側が言う「防犯」のためではなく、団結小屋の「監視」目的なら、ライバー権の侵害で、稻垣らの行為は正当化される可能性がある。弁護士になりたての頃から稻垣の弁護をしてきた後藤貢人(77)が法廷で反対尋問に立ち、センターを管理する府の担当者を追及していく。

後藤 確認ですが、防犯上の理由というのには、(センターの)上階)が社会医療センターで入院患者さんもいる。それが危険だということでしたか。

## 釜ヶ崎監視カメラ問題・刑事事件（下）

## プライバシー侵害への「正当防衛」高裁無罪

## 罪判決を言い した裁判長の 藤原人

たた、釜ヶ崎の監視カメラは畠垣が数年前に数えたところ、88カ所に増えた。この事件の弁護人の一人で在野の憲法学者でもある遠藤比呂昌(64)は言う。『プライバシーの侵害に対し救済を与えることがプライバシー権の中核にある。監視している人を監視する社会を求めていくことが必要だ』(文下著)

自分が納得するものだけで30~40件の無罪判決を勝ち取ってきた後藤。「これまで無罪をもつた中で最も良質な判決。(齋藤は) 証拠に率直に向き合い、政治的判断は一切していない」と評価する。検察は上告を断念し、無罪判決が確定。団結小屋をもとへていた監視カメラの向きは元に戻された。

けたのか。府は稻垣らに団結小屋のある北西側敷地の明け渡しを求める民事訴訟を起立てていた。判決は「法的手段により明け渡しが早期に実現できる見込みに乏しいこと」で活動を萎縮させ、立ち退きを余儀なくさせる状況に追い込まれ、「目的だった疑いが強い」と判断。憲法13条が認めるプライバシー権を侵害するため、稻垣らの行為は正当防衛が成立するとして、3人に無罪を言い渡した。

阪市を交えて協議した形跡は一切、うかがえない②。双方の放火現場のうちセンターの入り口がある東側の防犯対策がより重要なために北西側のみ対策を講じている③。防犯と言いながらカメラの角度を変えて以降、撮影動画を確認した形跡がない。だから証言は「不自然、不合理で信用性に疑問がある」。

理由だった。  
4 被告のうち3人が「事実誤認」と控訴。  
昨年6月の大坂高裁判決で裁判長斎藤正人  
は一審と正反対の判断を示す。  
判決は、府担当者の一審での証言内容を容  
詳細に再検討。矛盾を次々に挙げていく。  
医療センターの入院患者への被害を懸念  
したというのに①同センターへ運営する大

半年後の22年3月、地裁は威力業務妨害罪で稻垣ら4被告に有罪判決（罰金10万～50万円）を言い渡す。府の担当者の証言は「自然で合理的。信用できる」「府などが団結小屋への出入りを逐一把握しなければならない事情はうかがえない」というのが里目だった。

**後藤** 東側に防犯カメラを設置しようとする  
**担当者** その時は具体的に付けようとい  
う話は出ていないですね。  
**後藤** が笑めたかったのは、総合センター  
の北西側と東側で危険性は変わらないの  
に、団結小屋のある北西側だけ「防犯」を  
強化したという矛盾である。

担当者　はい。ありましたね。

後藤　東側でもう1カ所、同じ日に（自転車への）放火があったのではありませんか。

かた　（中略）

担当者　はい。ありましたね。

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

7